

子育て支援策の効果に関する研究

分担研究者 浅子和美 一橋大学経済研究所教授

1. 研究の目的と研究方法

女性雇用者が増加するにつれて重要視されるようになったのが子育てと就業の両立を図るための子育て支援策である。その端緒は男女雇用機会均等法の施行により女性の正規雇用の促進が図られる中で、就業継続ができる労働条件を整備する必要が生じたからである。そのため、1992年に育児休業法が施行され、育児休業を申し出た女性雇用者に対して企業が1年以下の育児休業を与えなければならなくなった。これによって育児休業制度が中小企業にも普及して、企業規模別の育児休業実施事業所割合は50%以上にまで増加した。

同時に、育児休業後に職場復帰する女性が低年齢児（0～2歳児）を育てる困難を軽減するために、保育政策が推進されている。1994年10月の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」に基づいて1995年に緊急保育対策等5カ年事業が始まった。この事業の目標は、平成7年度から平成11年度にかけて、低年齢児の保育対象児数を47万人から60万人に、延長保育を実施する保育所数を2530箇所から7000箇所に増やし、一時保育を実施する保育所数も600箇所から3000箇所に増やすことである。

しかし、本研究事業の初年度（平成9年度）においては、結婚時期における雇用継続の傾向が若い世代ほど高まっているの

と対照的に、育児期での雇用継続の傾向は必ずしも顕著な傾向とはいえないことが、家族社会学者の間で指摘されていた。また、育児休業期間が十分長くとれなかったり低年齢児保育所を実施する保育所数が不足しているために、都市部では保育所入所希望児童の待機率がなかなか改善されない事実が指摘されていた。

こうした現状のもとでより望ましい子育て支援策を求めていくために、子育て支援策の効果进行分析するためには、現状が女性の結婚、出産、育児と就業のあり方に及ぼす影響について実証分析することと、現状のもとでどのような子育て支援策に対するニーズがあるかを把握することが必要である。本研究事業では、前者の視点から、子育て支援策の効果把握のために社会学、労働経済学、財政学を応用して子育て支援策が女性の育児行動や就業行動および夫婦の保育所需要に及ぼす影響に関する仮説を提示し、これを実証データに基づく解析作業によって検証した。後者の視点については、平成9年度「国民生活基礎調査」とその特別調査である「結婚、出産、育児に関する基礎的調査」により、20歳以上40歳未満の男女の子育て支援策へのニーズに関するアンケート調査を再集計し、解析作業を行った。

2, 平成9年度

平成9年度の調査研究では、後者の視点から、20歳以上40歳未満の男性と女性がどのような子育て支援策を望んでいるのか、またそのような支援策が採られたとしたならば理想子供数が何人になるのか等について、「結婚、出産、育児に関する基礎的調査」(平成9年厚生省大臣官房政策課調査室実施)を用いて実証分析を行い、図1のような結果を得た。この図は、『平成10年 厚生白書』に採録され、これに基づいて、同白書では次のような問題点が指摘された。まず、育児休業期間が十分長くとれなかったり低年齢児保育所を実施する保育所数が不足しているために、雇用の多様化に対応した子育て支援策が必要である。また、子育て支援策がとられた場合に理想子供数を持つと思うかどうかを18歳以上40歳以下の男女に尋ねた調査によれば、子供のいるフルタイムで働く女性は保育所の充実と保育料の軽減を最も希望しているのに対して、子どもをまだ持っていない女性は育児休業制度がとりやすいなど子育てに理解のある職場環境の整備を最も希望しており、また子供のいる核家族世帯は教育費の軽減は住宅費用の支援を求めていることが明らかになった。したがって、こうした結果を導く図1に基づいて、『平成10年 厚生白書』は、子育て支援策を進めるためには就業形態や世帯構造についても配慮した多様な子育て支援策の必要性を指摘することとなった。

3, 平成10年度

平成10年度は、本研究事業の研究会が

企画し、中央調査社に委託した「女性の就労と子育てに関する調査」を実施し、その集計作業を行った。本調査は、小学校入学前の子供がいる母親を対象に全国から中央調査社がサンプリングした4500人に対して行った郵送法によるアンケート調査である。調査時期は平成10年9月25日～平成10年10月12日であり、回収サンプル数は1,858(回収率41.3%)、有効回答数は1,757(有効回答率39.0%)であった。

集計結果を、母親の働き方、育児の現状、保育サービスに対する需要を観点に整理すると次のようになる。年齢別にみた女性の就業率がM字型を描くことを反映して、「女性の就労と子育てに関する調査」の回収サンプルでは、無職の女性が半数以上を占めている。母親の就業決定には夫(父親)の所得が影響しており、夫の所得が高いほど無職となる母親の割合が高い傾向が見られる(ダグラス・有沢の法則と統合的な結果)。現在無職の女性が働いていない理由には、「家事・育児・介護に専念したいから」というのが最も多く、自発的に就労しないことを選択する者の割合が高かった。そして、現在無職の母親の就業希望を見ると、子供が小学校に入学したらパートで働きたいと思っている者の割合が高い。

育児の現状については、保育所サービス(特にこの調査では認可保育所)は、関東などの大都市で利用が少なく幼稚園が補完的な役割を果たしている。また、低年齢児ほど利用者が少なく、母親が主要な育児担当者となっている。しかし、母親がフルタイムの正社員として就労している場合には、保育所の利用率が高くなっている。これは認可保育所の性格上当然の結果が

もしれないが、祖父母が子供の面倒を見ている割合はフルタイムの正社員として働いている場合に最も高くなっており、このような働き方の場合には潜在的な保育サービス需要があることが示唆された。保育所に対する要望については、保育料の軽減、一時保育の実施、定員の増加などを要望する割合が高い。

さらに、平成10年度には、わが国の育児の実態、保育所利用の特徴を国際比較の観点からも明らかにするために、公的な保育所サービスよりも私的な保育サービスに依存することの多いイギリスと、公的な保育所サービスが行き届いているデンマークにおいて、ヒアリング調査を行った。

4 , 平成11年度

平成11年度においては、平成10年度に実施したアンケート調査「女性の就労と子育てに関する調査」の個票を用いて、社会学、労働経済学、財政学・公共経済学の立場からそれぞれ実証分析を行った。

4 - 1 , 父親の育児参加と母親の育児不安の規定要因に関する分析

(1)分析方法

父親の育児参加の程度に関する質問に対する回答(4段階回答)を合計して父親の育児協力度合いに関する合成変数を作成し(クロンバックの係数0.81)これを被説明変数とする回帰式を、プロビット分析を用いて推定した。

(2)結論と考察

父親の育児参加は、母親の育児の不安を有意に減少させる。これは先行研究の結果を支持している。父親の育児参加が少ない

と、育児の負担が過度に母親に掛かり、母親が1人で不安を抱え込んでしまうために、育児不安が増加する。

母親の育児不安は、就業形態に依存しない。母親の育児不安に影響を与えているのは、専業主婦かパートタイムか正規雇用かなどの就業形態よりも、末子年齢や子供の数であることが判明した。これは、専業主婦の方が子供と対する時間が多くなりがちなため育児不安が起こりやすいという先行研究と異なる結果である。その理由は、先行研究の育児不安を測る尺度が本研究ほど精緻ではないことが上げられる。

4 - 2 , 保育サービス政策と女性の就業

(1)分析方法

親の負担する保育料が、保育サービスに対する需要に及ぼす効果と母親の就業率に及ぼす影響を、保育サービスを受容するかどうかの決定と就業率との間の同時決定性に注目しながら実証分析した。この目的のため、就業するかどうかを決める母親の留保賃金を、サンプルセレクションバイアスを補正する推定方法を用いて推計し、これを用いて保育サービス利用と就業決定に関する推定を行った。

(2)結論と考察

推定結果から、保育所定員率は保育所利用と就業の両者に対してプラスの有意な影響を与えていることが判明した。すなわち、保育所利用の待機の実態などに反映される自治体の保育サービスの供給能力は、母親の就業決定に影響を与えており、こうした保育サービスの問題を解消することは、育児と就業の両立に寄与すると考えられる。

4 - 3 , 保育所利用率を決定する経済的要因と世帯属性

(1) データ

保育所利用率の経済的要因と世帯属性との関係を調べるために、保育所利用率のデータを被説明変数とする回帰分析を行った。保育所利用率は、上記のアンケート調査を基に都道府県ごとに平均を求めたものである。また、同居率は近隣地域に子供が住む場合も同居とみなして計算した65歳以上の老人同居率である。同居率のデータは国立社会保障・人口問題研究所による1995年のデータであるが、兵庫県だけについては1995年のデータがなかったため1992年のデータを用いた。製造業賃金指数については、「賃金センサス」労働省(1995)を用いた。保育所利用に対する潜在的な需要を決定する要因であると考えられる賃金率を、製造業賃金指数(全国を100とした時の各都道府県の製造業における平均賃金率)で代表させて推計した。

(2) 仮説と推計結果

賃金率が高い地域ほど、女性が働く必要性が小さくなり、保育所利用率が下落するのではないかという仮説に基づき、推計を行なった。全国47都道府県のデータを用いた推計結果から、確かにそのような負の関係が観察された(本文ではこの推計結果も掲載した)。

ただし、決定係数を見る限り必ずしも良い結果が得られなかったため、推計の残差が最も大きかった石川県と北海道のデータを除いて推計を行なった。その結果は次の通りである。

保育所利用割合

$$\begin{aligned} &= 311.96 - 1.59 \text{ 同居率} \\ &\quad (8.12^{**}) \quad (-3.60^*) \\ &- 1.52 \text{ 製造業賃金指数,} \\ &\quad (-5.57^{**}) \\ &\text{adj. } R^2 = 0.458 \end{aligned}$$

このような操作の結果、決定係数およびt値の大幅な改善が見られた。賃金指数の係数はマイナスで有意であり、賃金率が高い地域ほど女性が働く必要性が小さくなり、保育所利用率が下落する傾向が見いだされた。また、同居率の変化が保育所利用率に与える影響および財政に与える影響の推計では、同居率の1%の減少が6歳以下人口1000人あたり1.59人の低年齢児の保育所利用の増加をもたらすという結果が見いだされた。従って、今回の調査の母集団の6歳以下の子供の平均である約6000人(総人口の平均は約10万人、予算の平均は約440億円)という数字を用いれば、同居率の1%の減少は約10人の乳幼児の保育利用者の増加を、従って、年間約2200万円の保育運営費の増加をもたらすと考えられる。日本国内では、同居率の最大と最小の差は約30%存在するので、同居率の差に伴う乳幼児の保育費用の格差は6億円以上にのぼる可能性があることを示唆している。